

資料 1

食物アレルギーにより引き起こされる症状

皮膚症状	かゆみ、じんましん、むくみ、発赤、湿疹
粘膜症状	結膜充血、かゆみ、涙が流れ出る（流涙）まぶたのむくみ（眼瞼浮腫）
消化器症状	腹痛、吐き気、嘔吐、下痢、
上気道症状	口腔・口唇・舌のかゆみや違和感（イガイガ感）、口唇の腫れくしゃみ、鼻汁、鼻づまり
下気道症状	声のかすれ、咳、喘鳴（ぜいぜいして息が苦しくなる）、呼吸困難
ショック症状	頻脈（脈が早くなる）、血圧低下、虚脱状態、意識障害

出典：「食物アレルギーの診療の手引き 2008」（厚生労働科学研究班による）（一部改変）

資料 2

アレルギー疾患の対応における関係職員の役割（例）

アレルギー疾患のある児童生徒の対応には、校長を中心として、学校全体で対応することが必要である。そのためには、日頃から学校内で共通理解を図り、積極的に連携・協力していくことが大切である。

校長の指導のもと、関係職員で「アレルギー疾患対応委員会」等を組織し、それぞれの職務に応じて役割を明確にする必要がある。

校長の役割

＊保護者への対応

保護者と面談した際、学校としての基本的な考え方等を説明する。

＊教職員への指導

職員が、アレルギー症状や対応に共通理解がもてるようにする。

（校内の教職員すべてがアレルギー疾患に関する正しい知識をもち、情報を共有すること）

＊職員の理解のため、必要時にアレルギー疾患についての研修を行う。

＊アレルギー疾患対応委員会等を組織し、校内体制を組織し、学校での取組プランを協議、決定し、対応を実施する。

＊アレルギー疾患の取組プランについて市町村（組合）教育委員会に報告する。

学級担任の役割

- * 保護者の申し出や状況を関係職員に伝え、共通理解を図る。また、養護教諭・栄養教諭・学校栄養職員との連携を図る。
- * 個別面談等を設定し、関係職員と連携し、食物アレルギーに関する情報の収集と管理、取組プランの策定を行う。
- * 給食や食物を扱う学習の際、関係職員と連携して、取組プランに沿って安全で安心な学校生活を送れるような環境を整え、対応を行う。
- * ほかの児童生徒に対して、アレルギー疾患を正しく理解できるように指導を行い、偏見やからかい等が生じないよう配慮する。

養護教諭の役割

- * 個別面談に参加し、対象児童生徒の病状、家庭での対応状況等を把握する。
- * 学級担任、栄養教諭、学校栄養職員との連携を図る。
- * 食物アレルギーの症状がでた場合の対応を確認し、関係職員と連携し、取組プランの策定を行い、対応を行う。
- * 主治医、学校医との連携を図り、応急処置や連絡先の確認を行い、緊急時の対応を確認する。
- * 緊急時に備えた処方薬を学校に持参、保管する場合は、学校長の管理のもと、管理と使用について、関係職員に周知徹底を行う。
- * 進級、進学時に関係職員と連携して、必要事項を引き継ぐ。

栄養教諭・学校栄養職員の役割

- * 個別面談に参加し、対象児童生徒の病状、家庭での対応状況等を把握する。
 - * 学級担任、養護教諭との連携を図る。
 - * 学校給食で行える対応について判断し、関係職員と連携し、取組プランの策定を行い、対応を行う。
 - * 学校給食で行う対応を決定後、対応を実施する。
 - * 給食や食物を扱う学習活動の際、必要な情報を関係職員に伝え助言を行う。
- ◆ 栄養教諭・学校栄養職員が配置されていない場合は、給食主任・養護教諭などで分担する。

給食主任

- * 個別面談に参加し、対象児童生徒の病状、家庭での対応状況等を把握する。
- * 学級担任、栄養教諭、学校栄養職員との連携を図る。

学校医の役割

- * 学校職員と連携し、アレルギー疾患対応に関する指導・助言を行う。